鳥獣保護区等区域解説

鳥獣保護区（47箇所　32,783ha）

上段＜　＞書きは特別保護地区で内数（14箇所 1,319ha）

記号	名称（期限）	区域	面積（単位ha）
1	東尋坊鳥獣保護区（R11.10.31）	坂井市三国町崎地路主要地方道三国東尋坊芦原線と市道雄島1号線との交差点を起点として、同市道を南東して陣ヶ岡より宿に至り、これより主要地方道三国東尋坊芦原線を西北に進んで米ヶ脇地路より梅岸線を東寺坊、雄島に進み、雄島を含めて安島海岸より崎の起点に至る区域一円。	400
2	北潟鳥獣保護区（R22.10.31）	あわら市北潟地路、北潟東交差点を起点として、国道305号を北進し、開田橋を経て主要地方道福井金津線との交点に至り、同地方道を南進し、細呂木地路観音川にかかる細呂木橋に至り、同観音川左岸を調岸より20メートルの地点まで進み、調岸線から20m幅に沿って一般県道細呂木炉辛場・北潟線に至り、同地点から一般県道北潟調整自転車道線（北潟調ハミングロード）を東進後、南進し赤尾橋を経て北進し明和橋東詰にて一般県道細呂木炉辛場・北潟線と交差し、同地点から調岸線より20m幅に沿って進み、塩尾橋北詰に至り、同地点を北進し国道305号線の交点に至り、同国道を北東進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	263
3	加戸鳥獣保護区（R17.10.31）	あわら市舟津地路の国道305号の三国競艇場口交差点を起点として、国国道を西進し、同国道南側に接続する農道のうち、起点から数えて3本目の農道との交点に至り、同農道を南進し、同農道と県道305号との交点から南側1本目の同農道南側に接続する農道との交点に至り、同農道を700メートル南西進し、同地点から同地点北側に接続する農道を北進し、国道305号との交点に至り、同地点から主要地方道三国東尋坊芦原線を西進し、市道加戸2号線との交点に至り、同市道を北進し、市道加戸84号線との交点に至り、同市道を北東進し、市道加戸5号線との交点に至り、同市道を南東進し、市道加戸6号線との交点に至り、同市道を南東進し、起点に達するまでの線で囲まれた区域一円。	<9>40
4	刈安鳥獣保護区（R13.10.31）	あわら市権世市野々地路刈安山三角点を起点として、権世市谷地路、石川県境の尾根づたいに南進して嵐谷峠に達し、嵐谷峠から剣ヶ岳に至る尾根の分岐点を進んで剣ヶ岳山頂に達し、これより北西に清滝川上流に出て清滝川を下り、あわら市清滝地路東道から鉾地路市道二又路を右折して権世市野々七至り、さらに市道を左折して熊坂川に出て、熊坂川を上流に遡ろ県境尾根から起点に達する区域一円。	1,175
5	丸岡鳥獣保護区（R17.10.31）	坂井市丸岡町上久米田地路の国道364号と主要地方道勝山丸岡線との交点を起点として、同地方道を北西進し、県道中川松瀬線との交点に至り、同県道を南東進し、北陸自動車道との交点に至り、同自動車道を北進し、供用38字と字910字との境界との交点に至り、同地点から同境界線の稜線を東進し、山竹田17字1番地の甲の山頂に至り、同地点から山口4字と山竹田32字との境界線の稜線を東進し、上竹田46字と国道364号との交点に至り、同国道を南進し、起点に達するまでの線で囲まれた区域一円。	1,653
6	九頭竜川鳥獣保護区（R17.10.31）	福井市六日市町地路の九頭竜川に架設の高屋橋北詰を起点として、市道北部1-33号線を東進し、九頭竜川右岸堤防との交点に至り、同堤防を東進し、市道北部1-189号線との交点に至り、同市道を北東進し、市道北部1-382号線との交点に至り、同市道を北東進し、福井市と坂井市との境界との交点に至り、同地点から同境界線を南進し、九頭竜川左岸堤防との交点に至り、同堤防を西進し、高屋橋南詰めまで進み、同地点から同橋を北東し、起点に達するまでの線で囲まれた区域一円。	307
7	大安寺鳥獣保護区（R25.10.31）	福井市四十谷町地路の市道西部1-364号線と市道西部1-205号線との交差点を起点として、同1-364号線を南進し、県道本郷福井線との交差点に至り、さらに同県道を南進し市道西部2-160号線との交差点に至り、同市道を西北進し、福井市泰岩町地路にて道北線との交点に至り、同道北線を北東し市道西部1-205号線との交点に至り、同市道を東進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	<10>350
8	福井鳥獣保護区（R27.10.31）	福井市花堂北2丁目地路の一般県道福井鯖江線と市道南部1-200号線との交差点を起点として、同市道を西進して市道南部1-14号線に至り、同市道を南西進して市道南部1-927号線に至り、同市道を西進して市道南部1-916号線に至り、同市道を北進して一般県道鯖江鉾中県線との交点に至り、同県道を北進して国道417号線との交点に至り、同国道を西進して市道南部1-901号線に至り、同市道を西進して市道（都）環状西線に至り、同市道を北進して弧川に架かる社橋南詰に至り、同河川左岸護岸を北西進して弧川に架かる弧橋南詰に至り、同地点から市道中央3-176号線を北東して上要地方道福井四ツ頭鯖江線を横断し、同地方道を南進して市道（都）福井四ツ頭線に至り、同市道を南東進して市道中央3-171号線との交点に至り、同市道を北東進して市道中央3-174号線に至り、同市道を北東進して市道中央3-180号線に至り、同市道を北進して主要地方道福井四ツ頭線に至り、同地方道を東進して一般県道奥丸十九橋線に至り、同県道を南進して主要地方道福井御目武生線との交点に至り、同市道を北東進して市道青島工業団地線との交点に至り、同市道を北東進し青島工業団地の調整池の北東端に至り、同地点から北東進して勝山市平泉寺大渡地路の弁財天川に架かる一般県道上唯野西屋敷山線分岐との交点より南東進し、同県道を西進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	<40>580
9	永平寺鳥獣保護区（R22.10.31）	永平寺町荒谷地路、県道永平寺東古市線と市野々川との交差点を起点として、同河川の西約300メートルの山の稜線を南進して福井市との境界に至り、これより稜線を東進して剣ヶ岳に至り、さらに東北進して旧上志比村との境界から大桐寺山頂に至り、これより北西に進んで永平寺町荒谷と轟に通ずる山道から荒谷に出て起点に達する区域一円。	1,230

特定猟具使用禁止区域（銃）（69箇所　29,685ha）

記号	名称（期限）	区域	面積（単位ha）
A	浜坂特定猟具使用禁止区域（銃）（R9.10.31）	あわら市浜坂地路の北潟湖に架かる国道305号間田橋南詰を起点として、同国道を南西進して一般県道北潟平山線との交点に至り、同県道を北進して市道浜宿津線との交点に至り、同市道を北東進して農道403号線との交点に至り、同農道を北進して国道417号線との交点に至り、同国道を東進し、主要地方道福尾動山線との交点に至り、同地方道を東進し、主要地方道橋江東山線との交点に至り、同県道を北進して日本海に至り、その海岸線を北東進して大聖寺川河口左岸に至り、同河川左岸を南東進して北潟調西岸に至り、同調岸を南進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	350
B	牛ノ谷特定猟具使用禁止区域（銃）（R18.10.31）	あわら市牛ノ谷地路のハピラインふくい線と北陸自動車道との交点を起点として、同線を約900メートル南進して株式会社越前カントリー倶楽部の管理用道路との交点に至り、同道路を西進して同社への進入道路との交点に至り、同道路を北進して市道当場山線との交点に至り、同林道を北西進して同市道細呂木62字と樋田48字との境界との交点に至り、同境界の谷筋を北進して同市道細呂木62字と樋田47字との境界との交点に至り、同境界の稜線を北東進して福井県と石川県との交点に至り、同境界を東進して北陸自動車道との交点に至り、同自動車道を南東進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	105
C	北潟特定猟具使用禁止区域（銃）（R18.10.31）	あわら市北潟地路において北潟湖に架かる塩尻橋南詰を起点として同湖岸を約300メートル北東進し、および約250メートル南進し、山林と耕地との境界との交点に至り、同境界を約500メートル南西進し、浄土真宗学院あわら校舎の南西側を通る農道との交点に至り、同農道を北西進し、市道北潟西糸尾線との交点に至り、同市道を北東進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	10
D	平山特定猟具使用禁止区域（銃）（R18.10.31）	坂井市三国町平山68字百山34番の福井県畜産試験場の敷地一円。	21
E	伊井特定猟具使用禁止区域（銃）（R17.10.31）	あわら市伊井地路の竹田川の御遊橋南詰を起点として、市道菅野伊井線を南東して市道250号線との交点に至り、同市道を南西進して国道8号線との交点に至り、竹田川堤防に沿って北進し、南福越の墓地と接する交差点に至る。同地点から、墓地の西を走る農道を北進し、Y字路を西進し、市道浦安・福越線との交差点で北に折れ、あわら市総4丁目2330の1番地に至る。同地点から竹田川東岸の同市菅野地路の合流点を起点として越前を進み、同地点から竹田川堤防に沿って南東に進み、農道との交点に至り、同地点から竹田川北側の市道菅野伊井線との同交差点に接続する農道との交点を直線で至り、市道菅野伊井線との同交点より南東して起点に達するまでの線で囲まれた区域一円。	16
F	青ノ木特定猟具使用禁止区域（銃）（R16.10.31）	あわら市細呂木地路の一般県道水口牛ノ谷線と市道523号線との交点を起点として、同県道を南西進して市道885号線との交点に至り、同市道を南西進して市道1-20青ノ木・笹興線との交点に至り、同市道を南進して一般県道水口牛ノ谷線との交点に至り、同県道を南西進して一般県道芦原温泉停車場線との交点に至り、同県道を西進して市道十日稼就線との交点に至り、同市道を北進して市道金津芦原線との交点に至り、同市道を北西進して市道九ノ下棒原線との交点に至り、同市道を北進して市道598号線との交点に至り、同市道を北東進して市道523号線との交点に至り、同市道を南東して起点に達する線で囲まれた区域一円。	345
G	宮前特定猟具使用禁止区域（銃）（R18.10.31）	あわら市宮前地路において竹田川に架かる宮前橋南詰を起点として、同川左岸堤防を約400メートル南東進して同堤防下の農道との交点に至り、同農道を西進して南進して市道同間宮前線との交点に至り、同市道を南進して市道宮前公又3号線との交点に至り、同市道を西進して市道宮前公又1号線との交点に至り、同市道を北進して市道宮前公又2号線との交点に至り、同市道を北東進して市道宮前公又線との交点に至り、同市道を北進して市道宮前公又2号線との交点に至り、同市道を北進して市道金津芦原線との交点に至り、同市道を東進して市道右岸線との交点に至り、同市道を南進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	8
H	テクノポート特定猟具使用禁止区域（銃）（R18.10.31）	坂井市三国町新保地路において九頭竜川に架かる新保橋南詰を起点として国道305号を南西進し、福井市両橋見地路の高須川との交点に至り、同川右岸堤防を北西進し、日本海に至り、その海岸線を北東進し、テクノポート福井海防波堤突端に至り、同地点からテクノポート福井北防波堤突端を南東に見通す線を進み、同防波堤突端に至り、日本海の海岸線を北東進し、九頭竜川河口左岸の防波堤突端に至り、同地点から同河口右岸防波堤突端を北西に見通す線を進み、同防波堤突端に至り、同地点から三国漁港の西側防波堤突端を北東に見通す線を進み、同防波堤突端に至り、同防波堤に沿って北進し、主要地方道三国東尋坊芦原線に至り、同地方道を南東進し、竹田川に架かる港橋北詰まで進み、同地点から国道305号を西進し、港橋、新保橋を経て起点に達する線で囲まれた区域一円。	1,680
I	片川特定猟具使用禁止区域（銃）（R13.10.31）	坂井市三国町新保地路国道305号と一般県道花野谷岸線との交差点を起点として、同県道を南進して主要地方道三国春江線との交差点に至り、同地方道を西進し、国道305号に出て同国道を北進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	73

指定猟法禁止区域（鉛銃弾）（1箇所 292 ha）

記号	名称（期限）	区域	面積（単位ha）
1	九頭竜川指定猟法禁止区域（終期は限定しない）	勝山市市渡羽町下荒井地路の九頭竜川に架かる下荒井橋南詰を起点として、一般県道福巻下荒井線を北進し、一般県道勝山停車場線との交点に至り、同県道を東進し、勝山橋を経て九頭竜川右岸堤防との交点に至り、同堤防を南進し、西環状線との交点に至り、同線を南進し、市道7-1号線との交点に至り、同市道を南進し、国道157号との交点に至り、下荒井橋を経て起点に達する線で囲まれた区域一円。	292

鳥獣保護区（記号 1〜47）

記号	名称（期限）	区域	面積（単位ha）
10	東郷鳥獣保護区（R18.10.31）	福井市福津町地路において足羽川に架かる福津橋南詰を起点として同川左岸堤防を東進し、主要地方道福尾勝山線の天神橋南詰に至り、同地方道を南進し、市道南部2-807号線との交点に至り、同市道を東進し、主要地方道福尾勝山線に至り、同地方道を東進し、主要地方道橋江東山線との交点に至り、同県道を北東進して市道浜宿津線との交点に至り、同市道を北進して農道403号線との交点に至り、同農道を北進して国林林作業道との交点に至り、同林作業道を北進して大聖寺川河口左岸に至り、その海岸線を北東進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	1,300
11	龍ヶ鼻ダム鳥獣保護区（R17.10.31）	坂井市丸岡町の竹田川に設置された龍ヶ鼻ダムおよび同ダム上流の龍ヶ鼻調の周道路で囲まれた内側の区域一円。	56
12	平泉寺鳥獣保護区（R13.10.31）	勝山市平泉寺町平泉寺地路の女神川にかかる巡見橋を起点として、一般県道平泉寺大渡線を北進して市道9-10号線に入り、同市道を西北進して一般県道平泉寺線に達し、同県道を西進して市道9-33号線の交点に至り、同市道を北進して市道9-53号線との交点に至り、同市道を通って平泉寺自由中宮に至り、同地点から女神川にかかる新人村橋に向かって南進し、同橋から市道9-22号線を南東進して市道9-108号線の交差点に至り、同市道を南東進して一般県道奥越高原線に達し、同県道を東北進して農道7-100号線の交差点に至り、同農道を約1キロメートル南東進して異輪地区への山道の入口に至り、同地点から山道を南進して市道7-101号線に達し、同市道から林道異輪線に入り、同林道を南進して大聖寺川支流の異輪川に接続する農道との交点に至り、同農道を南西進して九頭竜川に接する地点に至り、同地点から市道第6-64号線経由で南下して、同市道を5区に北進して市道9-1号線に入り、岩ヶ野地区を経て、一般県道奥越高原線の交差点に至り、同県道を北進し、一般県道平泉寺大渡線に達し、同県道を北進して起点に至る線で囲まれた区域一円。	905
13	南六呂師鳥獣保護区（R16.10.31）	大野市南六呂師地路の市道越瓜六呂師線の大六橋を起点として、同市道を北西進し、主要地方道大野勝山線との交点に至り、同地方道を北西進し、勝山市と大野市の境界に至り、同境界線を北東進し、国有林1002林班との交点に至り、同地点から1002、1003および1004林班と民有林との境界線を南東進し、南六呂師138字1番地の稜線に至り、同地点から南西進し、大野市大月24字1番地の28に至り、同地点から北西進し、同字1番地の1に至り、同地点から西進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	820
14	経ヶ岳鳥獣保護区（R24.10.31）	大野市南六呂師および同市上打波所在の国有林福井事業区中1002、1003、1006から1010までの各林班。	1,036
15	願教寺鳥獣保護区（R23.10.31）	大野市上打波地路打波川の本流と願教寺谷川との合流点を起点として、同地点より打波川本流右岸を上流に約2,500メートル進んだ地点から県有林界に沿って県境稜線部に至り、同稜線を北東進し、供用38字と字910字との境界との交点に至り、同地点から同境界線の稜線を東進し、山竹田17字1番地の甲の山頂に至り、同地点から山口4字と山竹田32字との境界線の稜線を東進し、上竹田46字と国道364号との交点に至り、同国道を南進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	<304>380
16	亀山鳥獣保護区（R16.10.31）	大野市城町240字1番地の亀山公園区域一円。	<10>11
17	真名川ダム鳥獣保護区（R25.10.31）	大野市下若生子地路の真名川流域に位置する国土交通省九頭竜用ダム統合管理事務所の管理する真名川ダム調水面等河川区域、および、大野市下若生子地路の一般国道157号線若生子トンネル南端を起点として同国道を南に九頭竜川ダム統合管理事務所の管理する真名川ダム調水面等河川区域との境界との交点に至る一般国道157号線以東の真名川ダムに画した錐地一円の区域。	327
18	九頭竜ダム鳥獣保護区（R11.10.31）	大野市長野地路の九頭竜川に位置する国土交通省九頭竜用ダム統合管理事務所の管理する九頭竜ダム調水面等河川区域、および、国道158号荒ダム入堤を起点として同国道を東進し、九頭竜川ダム統合管理事務所の管理する九頭竜ダム堤に接する一般国道九頭竜ダム堤一円の区域。	1,120
19	笹生川ダム鳥獣保護区（R25.10.31）	大野市木戸地路の笹生川流域に位置する福井県笹生川・浄土寺川ダム統合管理事務所の管理する笹生川ダム調水面等河川区域、および、笹生川ダム入口堤に接する一般県道大谷秋生大野線を起点として同県道を東進し、秋生木谷テレメータ設置点に至る同県道以南の笹生川ダムに画した錐地一円の区域。	290
20	平家岳鳥獣保護区（R24.10.31）	大野市荷暮、同市持穴および同市久沢所在の国有林福井事業区中1014、1015、1158、1159、116から1167までの各林班。	890
21	冠山鳥獣保護区（R24.10.31）	池田町河内地路の足羽川に架かる岩倉橋南詰を起点として、同河川左岸を南東進して、国道417号線のヘアピンカーブに至り、同地点から谷部を南西へ進み、福井県と岐阜県との境界に至り、同境界を北西へ進み、冠山峠、金草岳を経て同町と南越前町との境界に至り、同境界を北東して889メートル地点に至り、同地点から稜線を北東に進んで起点に達する線で囲まれた区域一円。	1,550
22	織田鳥獣保護区（R13.10.31）	越前町山中地路国道365号の山中隧道の西方、旧織田町と旧越前町との境界を起点として、同境界を北東して、六所山の西側稜線旧織田町、旧越前町および旧越廃村境界に達し、さらに旧越廃村境界を北東し、町道名子越有線の交点に至り、同町道を東進し、町道若荷武岡線の交点に至り、同町道を北進して町道下竹田月子境界線との交点に至り、同境界を南西進して、国道365号との交点に至り、同国道を北進して起点に達する区域一円。	625
23	朝日鳥獣保護区（R26.10.31）	越前町内郡地路の天王川に架かる地方橋南端を起点として、一般県道別所朝日線を南進して一般県道吉野朝日線との交点に至り、同県道を南進して市道朝日1号線との交点に至り、同市道を南東進し、主要地方道越前宮崎線との交点に至り、同地方道を南進して国道417号線との交点に至り、同国道を北東進して町道北金谷線との交差点に至り、同町道を西進して国道417号線との交点に至り、同国道を北東進して町道北金谷線との交差点に至り、同町道を北進して市道朝日1号線との交点に至り、同市道を南西進し、一般県道一乗谷朝倉氏遺跡北大味線との交点に至り、同地点から同県道を北進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	241
24	宮崎鳥獣保護区（R9.10.31）	越前町野岸地路の国道365号と国成川との交差点を起点として、同河川を南進して町道小曽原野津線との交差点に至り、同町道を南東に西進して一般県道小曽原武生線との交差点に至り、同県道を北西進して主要地方道福井鯖江線との交差点に至り、同地方道を東進して天王川右岸に至り、同河川右岸を北進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	<12>320
25	三里山鳥獣保護区（R17.10.31）	鯖江市横越町地路の国道417号の横越交差点を起点として、市道横越中野出口線を北東し、一般県道鯖江今立線を経て、市道福汗下立線を北東して市道中野橋口線との交点に至り、同市道を北進して主要地方道鯖江美山線との交点に至り、同地方道を東進して市道松成幹線との交点に至り、同市道を北東し、同市道松成町線との交点に至り、同地方道を東進して一般県道福江今立線との交点に至り、同県道を北東進して市道中野橋口線の橋谷川に架かる橋を渡り、同県道を北進して主要地方道鯖江美山線との交点に至り、同地方道を東進して市道下立丁2290の番地の稲葉園横南端を見通した線を進み、同地点に至り、同地点から農道を西進して市道新安橋越線との交点に至り、同市道を北進して一般県道トリムパークかなご線との交点に至り、同県道を東進して市道下立丁2290の番地の稲葉園横南端を見通した線を進み、同地点に至り、同地点から農道を西進して市道新安橋越線との交点に至り、同市道を北進して一般県道トリムパークかなご線との交点に至り、同県道を東進して市道下立丁2290の番地の稲葉園横南端を見通した線を進み、同地点に至り、同地点から農道を西進して市道新安橋越線との交点に至り、同市道を北進して一般県道トリムパークかなご線との交点に至り、同県道を東進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	1,180
26	八ツ杉鳥獣保護区（R9.10.31）	越前市市野々町地路の水間川と水間川の支流畷谷川との合流点を起点として、畷谷川を東進して越前市と池田町との境界尾根に至り、同境界を南東して同市月尾地区と味真野地区との境界に至り、同境界を西進して大谷山の三角点に至り、同三角点から、旧一般県道根尾今立線の尾根筋を南東進し、同尾根を下り、同県道を南進して同県道に接続する農道との交点を直線で至り、同農道を南進して同市南坂下町地路の旧一般県道根尾今立線との交点に至り、同交差点から起点を見通す線を北東進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	142
27	越前の里鳥獣保護区（R16.10.31）	越前市新駅町地路の一般県道岩生武生線と関西電力大黒幹部線送電線との交差点を起点として、同送電線を南進して一般県道文室池泉線との交差点に至り、同県道を北西進して一般県道菅生武生線との交差点に至り、同県道を北進して一般県道菅生線との交差点に至り、同県道を北東進して市道5907号線との交差点に至り、同市道を北東して一般県道菅生武生線との交差点に至り、同県道を北東して起点に達する線で囲まれた区域一円。	339
28	村国山鳥獣保護区（R9.10.31）	越前市帆山町地路の日野川に架かる帆山橋東詰を起点として、同河川右岸堤防を北進して万代橋東詰の一般県道小笠原武生線に至り、同県道を東北進して主要地方道武生美山線との交点に至り、同地方道を東進して市道第4080号線との交点に至り、同市道を南東進して主要地方道武生米ノ線との交点に至り、同地方道を南西進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	330
29	春日野鳥獣保護区（R17.10.31）	越前市春日野町地路の国道8号と一般県道湯谷王子保停車場線との交点を起点として、同県道を西進して中津原踏切に至り、同地点から同市下中津原町83字と春日野町11字との境界の稜線を北進して同市南ノ上町86字1番地の西山頂に至り、同地点から同市池ノ上町と広瀬町との境界の稜線を北東進して市道第2801号線との交点に至り、同市道を南進して市道第2802号線との交点に至り、同市道を東進して市道第2283号線との交点に至り、同市道を南東進して同市池ノ上町54字2番地の3の農地境界に至り、同境界から農地と山林との境界線を反時計回りに進んで市道第2343号線との交点に至り、同市道を東進して市道第2056号線との交点に至り、同市道を東進して農道第7107号線との交点に至り、同農道を南東進して市道第2370号線との交点に至り、同市道を北進して同市南陽町188番地の9第5台隅西側境界に至り、同境界から北進して同市南陽町・池ノ上町・妙法寺町の境界交点に至り、同地点から妙法寺山工業地との境界線を北西進して市道第2048号線に至り、同市道を北進して同市池ノ上町93字7番地の3の工業地境界に至り、同境界から妙法寺山工業地との境界線を反時計回りに進んで同市池ノ上町38字1番地の22の西側を通過して市道第2048号線との交点に至り、同市道を西進して農道第7107号線との交点に至り、同農道を北西進して農道第7032号線との交点に至り、同農道を北東進して農道第7029号線との交点に至り、同農道を北進して市道第2359号線との交点に至り、同市道を東進して市道第2361号線との交点に至り、同市道を南東進して市道第2351号線との交点に至り、同市道を東進して市道第2901号線との交点に至り、同市道を南東進して市道第2060号線との交点に至り、同市道を南進して市道第2059号線との交点に至り、同市道を南進して主要地方道福井・朝日・武生線との交点に至り、同地方道を南西進して農道第7107号線との交点に至り、同農道を南西進して農道第8002号線との交点に至り、同農道を南進して同市白崎町5字1番地の2の宅地境界に至り、同境界から農地と山林との境界線を南西進して農道第8009号線との交点に至り、同農道を西進して同市白崎町16字11番地の農地境界に至り、同境界から農地と山林との境界線を反時計回りに進んで農道第8161号線との交点に至り、同農道を南東進して市道第2234号線との交点に至り、同市道を南東進して国道8号との交点に至り、同国道を南西進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	627

特定猟具使用禁止区域（銃）（69箇所　29,685ha）

記号	名称（期限）	区域	面積（単位ha）
J	前谷特定猟具使用禁止区域（銃）（R14.10.31）	あわら市前谷地路の県道272号金津丸岡線と市道382号線との交点を起点として、同県道を北進して国道8号線との交点に至り、同国道を北進して北陸自動車道との交点に至り、同自動車道を南進して同市上野地路の権世川との交点に至り、同河川右岸を南進し市道382号線との交点に至り、同市道を南西進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	201
K	竹田川特定猟具使用禁止区域（銃）（R14.10.31）	福井市御手洗地路の一般県道敦下福井線日光橋南詰を起点として、同県道を北進し、市道西部2-187号線との交点に至り、同市道を北進し、市道西部2-161号線との交点に至り、同市道を北進し、一般県道本郷福井線との交点に至り、同県道を北進し、市道南部1-364号線との交点に至り、同市道を北進し、福井市天竺生町地路にて九頭竜用ダム統合管理事務所の管理する九頭竜川ダム調水面等河川区域との境界線を北西進し、同市道を北進して一般県道奥越高原線との交点に至り、同県道を北進して市道416号線との交点に至り、同市道を北進して市道寺岡線との交点に至り、同市道を北西進して市道416号線との交点に至り、同市道を北進して市道416号線との交点に至り、同市道を北進して国道416号線との交点に至り、同国道を北進して市道比堺11号線との交点に至り、同市道を南西進して市道比堺2号線との交点に至り、当町道を西進して国道416号線との交点に至り、同国道を西進して市道416号線との交点に至り、同市道を北進して市道南部1-355号線との交点に至り、同市道を西進して北陸自動車道との交点に至り、同自動車道を北進して九頭竜川右岸堤防との交点に至り、同堤防を南進して福井市と坂井市との境界に至り、同境界を北進し九頭竜川右岸堤防の坂井市道磯部島福井大橋線との交点に至り、同市道を東進して町道五領93号線との交点に至り、同町道を東進して北陸自動車道との交点に至り、同自動車道を南進して起点に達するまでの線で囲まれた区域一円。	872
L	大針特定猟具使用禁止区域（銃）（R15.10.31）	坂井市坂井町福島地路の主要地方道丸岡川西線と市道福島・江留上線との交点を起点として、同市道を南進して主要地方道福井金津線との交差点に至り、同地方道を西進して市道丸岡九頭竜川西線との交差点に至り、同地方道を東進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	150
M	五領特定猟具使用禁止区域（銃）（R17.10.31）	永平寺町松岡兼定島地路の一般県道勝神宮鳴鹿森田線と北陸自動車道との交点を起点として、同県道を東進して一般県道北野松岡線との交点に至り、同県道を北東して主要地方道勝山丸岡線との交点に至り、清滝川との交点に至り、清滝川左岸堤防排水閘法尻を南進し、国道418号線に至り、同国道を西進し、市道清滝線との交点に至り、同市道を南進して国道364号線との交点に至り、同国道を南東して鳴鹿橋北詰との交点に至り、同地点から九頭竜川右岸堤防を西進して北陸自動車道の九頭竜川橋北詰との交点に至り、同橋を南進して九頭竜川左岸堤防との交点に至り、同堤防を東北して国道364号線の鳴鹿橋南詰との交点に至り、同国道を南進して国道416号線との交点に至り、同国道を南進して市道寺岡線との交点に至り、同市道を南進して市道寺岡線との交点に至り、同市道を南進して一般県道福井鯖江線との交点に至り、同県道を東進して市道416号線との交点に至り、同市道を北進して市道416号線との交点に至り、同国道を南進して市道比堺11号線との交点に至り、同市道を南進して市道比堺2号線との交点に至り、当町道を西進して国道416号線との交点に至り、同国道を南進して市道416号線との交点に至り、同国道を西進して市道南部1-354号線との交点に至り、同市道を南進して北陸自動車道との交点に至り、同自動車道を南進して九頭竜川左岸堤防との交点に至り、同堤防を西進して福井市と坂井市との境界に至り、同境界を北進し九頭竜川右岸堤防の坂井市道磯部島福井大橋線との交点に至り、同市道を東進して町道五領93号線との交点に至り、同町道を東進して北陸自動車道との交点に至り、同自動車道を南進して起点に達するまでの線で囲まれた区域一円。	872
N	福井北特定猟具使用禁止区域（銃）（R17.10.31）	福井市北野上町地路の北陸自動車道の九頭竜川橋南詰を起点として、同自動車道を南進して同市福津町地路の一般県道勝見橋津線との交点に至り、同県道を北西進して板垣橋北詰に至り、同地点から足羽川右岸堤防を北西進して木田橋北詰に至り、同橋を渡って足羽川左岸堤防に至り、同堤防を北西進して国道476号線との交点に至り、同地点から西進し、多田神社前に至り、同地点から西進し、多田用水路との交点に至り、同用水路を北進して市道中央3-180号線との交点に至り、同市道を南進して市道中央3-174号線との交点に至り、同市道を南進して市道中央3-171号線との交点に至り、同市道を南西進して市道（都）福井用西線との交点に至り、同市道を北西進して主要地方道福井四ツ頭鯖江線との交点に至り、同地方道を北進して新明里橋南詰に至り、同地点から足羽川左岸堤防を北西進して木越橋西詰に至り、同地点から一般県道敦賀インターチェンジ入口線との交点に至り、同県道を北進して市道青島工業団地線との交点に至り、同市道を北進して市道青島工業団地の調整池の北東端に至り、同地点から北東進して勝山市平泉寺大渡地路の弁財天川に架かる一般県道上唯野西屋敷山線分岐との交点より南東進し、同県道を西進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	665

鳥獣保護区（記号 A〜AE）

記号	名称（期限）	区域	面積（単位ha）
Z	三方水月湖特定猟具使用禁止区域（銃）（R17.10.31）	若狭町の菅浦と三方湖を結ぶ堀切の南端を起点として、同堀切東岸を50メートル北東進し、至った地点から三方湖調岸から陸地へ50メートルの地点を南東し、鯛川右岸堤防から陸地へ50メートルの地点との交点に至り、同堤防から陸地へ50メートルの地点を南東して広域農道若狭梅街道との交点に至り、同農道を南東して同町鳥居川6号普田の町道東部151号線との交点に至り、同町道を西進して鯛川右岸堤防との交点に至り、同地点から同町鳥居川5号高瀬の鳥居川量公園の南東端を見通した線を進み、同地点から同公園南端を北西進して国道162号との交点に至り、同国道を北西進して三方湖調岸からそれぞれ陸地へ50メートルの地点を経由して水月湖北端から陸地へ50メートルの地点に至り、同地点から同調岸に至り、同地点から同調岸に至り、三方湖南岸を経由して起点に達する線で囲まれた区域一円。	80
a	小浜湾特定猟具使用禁止区域（銃）（R16.10.31）	小浜市小浜湾防波堤灯台から、同市内外海半島双児島を結ぶ見通し線内の小浜湾一円。	654
b	宮留特定猟具使用禁止区域（銃）（R15.10.31）	おおい町浦底地路一般県道赤鹿崎公園線と町道西浜奥山線との交差点を起点として、同県道を北東に進み原電道路との交点に至り、同地点から稜線を北西に進み、オオダケシ山頂おおびオトリ山頂を経て黒崎に至り、同地点から海岸線を進んで鯨崎、赤鹿崎およびX点漁港を経て起点に達する線で囲まれた区域一円。および、赤鹿一円。	358
c	安土山特定猟具使用禁止区域（銃）（R18.10.31）	高浜町和田地路のJR小浜線と一般県道畑若狭和田停車場線との交点を起点として同県道を北西進し、町道臨港線との交点に至り、同町道を北西進し、マリーナ臨海道路との交点に至り、同道路を北進し、日本海に至り、その海岸線を北進し、高浜町とおおい町との境界との交点に至り、同境界を南進し、青戸入江北岸に至り、同地点から青戸入江南岸の同境界を南に見通す線を進み、同境界との交点に至り、同境界を南進し、JR小浜線との交点に至り、同線を南進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	520
d	勝山特定猟具使用禁止区域（銃）（R15.10.31）	勝山市村岡町浄土寺地路の国道157号と市道6-2号線との交差点を起点として、国道157号を南進し、一般県道滝波長山線との交差点に至り、国道157号を南東進して、市道7-2号線との交差点に至り、同市道を東進し、市道8-4号線との交差点に至り、同市道を西進し、国道157号との交差点に至り、同国道を南進し、市道7-165号線との交差点に至り、同市道を東進して、市道7-10号線との交差点に至り、同市道から九頭竜用ダム堤防右岸堤防南端を西進し、主要地方道鍛尾・勝山線との交差点に至り、同県道を北進し、国道416号との交差点に至り、同国道を東進し、市道5-11号線との交差点に至り、同市道を東進し、市道6-29号線との交差点に至り、同市道を北東進し、市道5-65号線との交差点に至り、同市道を東進し、市道5-211号線との交差点に至り、同市道を北東進し、市道6-4号線との交差点に至り、同市道を南東進し、市道6-2号線との交差点に至り、同市道を東進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	635
e	勝山特定猟具使用禁止区域（銃）（R15.10.31）	勝山市村岡町浄土寺地路の国道157号と市道6-2号線との交差点を起点として、国道157号を南進し、一般県道滝波長山線との交差点に至り、国道157号を南東進して、市道7-2号線との交差点に至り、同市道を東進し、市道8-4号線との交差点に至り、同市道を西進し、国道157号との交差点に至り、同国道を南進し、市道7-165号線との交差点に至り、同市道を東進して、市道7-10号線との交差点に至り、同市道から九頭竜用ダム堤防右岸堤防南端を西進し、主要地方道鍛尾・勝山線との交差点に至り、同県道を北進し、国道416号との交差点に至り、同国道を東進し、市道5-11号線との交差点に至り、同市道を東進し、市道6-29号線との交差点に至り、同市道を北東進し、市道5-65号線との交差点に至り、同市道を東進し、市道5-211号線との交差点に至り、同市道を北東進し、市道6-4号線との交差点に至り、同市道を南東進し、市道6-2号線との交差点に至り、同市道を東進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	635
f	武生特定猟具使用禁止区域（銃）（R15.10.31）	越前市万代町地路の豊越西詰信号機を起点として、日野川左岸堤防市街地側を南進して同市富士見が丘2丁目地路の浄水場前道路との交点に至り、同道路を南西進して大塚谷川との交点に至り、同地点から国道365号を西に見通す線を進んで同国道に至り、同国道を北進して国道8号との交点に至り、同国道を南西進して市道第2805号線との交差点に至り、同市道を北西進して主要地方道福井御目武生線との交差点に至り、同地方道を北進して市道第2804号線との交差点に至り、同市道を北西進して主要地方道武生美ノ郷との交差点に至り、同地方道から茶臼山陵墓、興木山頂上を経由して吉野瀬川に至り、同河川右岸堤防を北進して同市新保町地路の下太田橋東詰に至り、同地点から市道第3810号線を東進して主要地方道武生美山線との交差点に至り、同地方道を東進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	620
g	宮前特定猟具使用禁止区域（銃）（R18.10.31）	あわら市宮前地路において竹田川に架かる宮前橋南詰を起点として、同川左岸堤防を約400メートル南東進して同堤防下の農道との交点に至り、同農